

事業者支援金申請受付要項

1 趣旨

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けていることから、経常的経費や感染症対策の強化に関連する事業に対し支援金を交付することで、町内事業者の負担軽減を図っていくものです。

2 交付対象者

事業者支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条及び第3条に該当する町内事業者です。

3 交付対象経費

令和4年1月1日から令和4年12月31日までに事業目的で支出した経常的経費が対象です。

4 交付金額

法人・・・上限10万円

個人事業主・・・上限5万円

5 交付方法

銀行振込 ※申請書に記載された銀行口座へ振り込みします

6 申請に必要な書類

(1) 事業者支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 添付書類

①領収書等、内訳や内容が分かるものの写し

・宛名が、法人名又は個人事業主名と分かるもの、口座振替等の場合は、該当箇所の通帳の写し等

②振込先口座が確認できる書類

・通帳の写し

③本人確認が出来る書類

・運転免許証、保険証、マイナンバーカードの写し等

※上記以外にも、申請後必要に応じ追加の書類提出を求めることがあります。

7 交付対象となる期間

令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

8 受付期間

令和4年7月1日から令和5年1月31日まで

9 受付方法

①申請書を持参提出する方法

- ・受付期間内に必要書類を、次のいずれかの期間に提出してください。

古平町役場 産業課 商工観光係 Tel 48-9840

古平町商工会 Tel 42-2377

東しゃこたん漁協 本所 Tel 42-2511

②申請書を郵送する方法

- ・必要書類を簡易書留や一般書類、レターパック（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

- ・送付先 046-0192 古平町大字浜町50番地 古平町役場産業課商工観光係

※令和5年1月31日（火）の消印有効です。

※切手を貼り付けの上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※申請書の返送はいたしません。

10 交付の決定

- ①申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められた場合は交付します。

交付の決定がされた際、交付決定通知書を発送します。

- ②補助金を交付しない旨の決定をした場合は、不交付決定通知書を発送します。

※審査の中で、不明な点などがあれば電話等により内容確認させていただく場合がありますのでご了承ください。

| 受付期間（毎週金曜日締め） | 交付予定日（口座振込日） |
|-------------------|--------------|
| 7月1日（金） | 7月14日（木） |
| 7月4日（月）～7月8日（金） | 7月21日（木） |
| 7月11日（月）～7月15日（金） | 7月28日（木） |
| 7月19日（火）～7月22日（金） | 8月4日（木） |
| 7月25日（月）～7月29日（金） | 8月10日（水） |
| 8月1日（月）～8月5日（金） | 8月18日（木） |

※以降、同じペースで令和5年1月31日（火）まで受付します。

※受付日は、土日祝日を除く平日になります。

11 その他

町が交付金を交付後、これの全部又は一部を取り消すこととなった場合は、交付した交付金の全部又は一部を返還していただきます。

領収証等の添付書類は、上限額を上回るように申請して下さい。

（上限額に満たない場合は、上限額より少ない額で交付されます。）

12 お問い合わせ先

古平町役場産業課商工観光係 48-9840